京都市動物園内写真撮影機設置仕様書

京都市(以下「本市」という。)では、京都市動物園内に来園者の利便性向上に資することを目的として、写真撮影機を設置する事業者(以下「営業事業者」という。)を募集します。

参加を希望される営業事業者の方は、こちらの仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申 し込みください。

1 設置条件

(1) 所在地

京都市左京区岡崎法勝寺町 京都市動物園内(別紙1参照)

(2) 設置場所 (別紙2参照), 台数, 寸法上限

設置 番号	設置場所	設置面積寸法上限	設置台数
1)	学習・利便施設 1階エントランス内	W1, 400×D900×H2, 000	1台
2	おとぎの国 ペンギンプール西側		1台
			2台

※ 使用電力計測用の子メーター設置寸法は、寸法上限から除きます。

(3) 設置期間

営業事業者に対する設置期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とします。

なお、平成31年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を考慮したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年(平成33年3月31日まで)を限度に引き続き1年ごとに使用許可を更新することとします。

(4) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

記念写真(本市が提供する動物等の画像からデザインしたものとします。また,京都市動物園のロゴマークを表示してください。)

イ 販売価格

市場価格を考慮して, 妥当な金額としてください。

(5) 設置機種等

ア 屋内型と屋外型それぞれ1台ずつ設置してください。また、多言語対応(日本語、英語、中国語、韓国語等)できるものとしてください。

デザインは、営業事業者を決定した後、本市が提供する動物等の画像を1台ごとに別のデザインでラッピングしていただきます。

なお、デザイン及びラッピング費用は営業事業者負担とします。

イ 電気子メーター

設置するすべての写真撮影機に、使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

(6) 耐震対策等

写真撮影機を設置するに当たっては、耐震対策(転倒防止策)を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の経費は、営業事業者の負担となります。

(7) 緊急連絡先の表示

営業事業者は、設置する全ての写真撮影機に故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとと もに、写真撮影機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて営業事業者の責任において対応 してください。

(8) 維持管理等

ア フルオペレーション

営業事業者において、写真撮影売機の設置から写真紙の補充、金銭管理、故障時の対応、定期的な点検、写真撮影機内部及び外観の美化までの写真撮影機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

イ 作業時間等

作業内容,作業時間等については,事前に京都市動物園と協議のうえ,来園者の妨げにならないよう,また園内での業務に支障を来たすことのないよう十分に注意をして行ってください。

(9) 機器の変更等

設置した写真撮影機の機種の変更を行う場合は、予め京都市動物園総務課に申し出たうえで、承 諾を得てください。

(10) 必要経費

ア 写真撮影機の設置、撤去及び原状回復

写真撮影機の設置,撤去及び原状回復は営業事業者自らの責任で行い,これらに要する工事費等の一切の費用は、営業事業者の負担とします。

イ 電気料

写真撮影機の運転に必要な電気料は,写真撮影機に設置する電気子メーターの検針に基づき, 営業事業者の実費負担とします。

電気料金は、本市が発行する納入通知書により、毎月ごとに本市が指定する期日内に納入して ください。

※ 電気料金は月により異なりますが、目安として1kwh当たり23円~25円です。

(11) 遵守事項等

ア 設置条件等を遵守し、必要経費及び2に記載する使用料についてもそれぞれの期限までに確実 に納入してください。

イ 本件の写真撮影機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

(12) 事故責任

写真撮影機の設置によって第三者に生じた損害は、全て営業事業者が補償することとし、本市は 一切の責を負わない。

(13) 商品・機種等の盗難・破損

本市の責によることが明らかな場合を除き、当該写真撮影機に係る盗難事故や破損事項等に関し

て,本市は,その一切の責任を負わないこととします。

また、営業事業者は写真撮影機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、 復旧に係る経費は、営業事業者が負担することとします。

(14) 原状復旧

営業事業者は、写真撮影機を撤去したときは、営業事業者の責任と負担のもとに原状復旧を行い、 本市の確認を受けることとします。

2 使用料

(1) 応募価格(提案使用料)

応募申込書の該当欄に,応募価格(提案使用料)として,年額を百円単位で記入してください。

(2) 最低使用料年額

最低使用料年額は360,000円とします。

(3) 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、年額使用料を一括で納入してください。本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお,この場合において,写真撮影機の撤去に要する費用,その他一切の経費は営業事業者の 負担となります。

(4) 更新後の使用料

前記 1 (3) に記載する使用許可の更新がされた場合, 更新後の使用料については, 引き続き当初の使用料と同額とします。

3 その他

- (1) 前記1(10)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び構内地使用許可の手続に要する一切の費用は、営業事業者で御負担いただきます。
- (2) 営業事業者には、写真撮影機の設置後、本市が指定する様式により契約年度の3月に販売実績を報告していただきます。